

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
藪田、山下 TEL 052-952-8038**乗合バス事業者に文書警告**

中部運輸局は、下記事業者に対して特別監査を実施し、以下の警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：名古屋市

住所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営業所：鳴尾営業所（愛知県名古屋市南区上浜町40番地）

2. 監査端緒

令和3年5月25日、愛知県名古屋市南区立脇町2丁目の笠寺駅回転場内において、運転者がトイレのためバスから離れたところ、駐車ブレーキ等の駐車措置を行っていないことから、バスが流動し、同回転場西側の道路を横切り、駐車中の乗用車に衝突した事故を惹起したことから、当該事業者の鳴尾営業所に対し、監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和3年6月16日

処分内容：文書警告

理由：事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないことになるため、「旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。）に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準（公示）」に照らし合わせ、「文書警告」とした。なお、行政処分後に改善確認監査を行い、改善状況が確認できない場合は、更なる行政処分を行う場合があります。